

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）新旧対照表

旧	新
<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告の義務)</p> <p>第 56 条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から 14 日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該不動産の所在地の市町村長を経由して、課税地を管轄する広域本部長に提出しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(不動産取得税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 57 条 不動産を取得した者が、前条第 1 項____の規定によって申告すべき事項につき、正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>第 62 条 削除</p>	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告の義務)</p> <p>第 56 条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から 14 日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該不動産の所在地の市町村長を経由して、課税地を管轄する広域本部長に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 18 条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第 25 条の規定により当該申請が却下された場合又は次項若しくは第 3 項に規定する場合を除く。)は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第 1 項ただし書の場合においても、課税地を管轄する広域本部長は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、第 1 項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。</u></p> <p>(不動産取得税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 57 条 不動産を取得した者が、前条第 1 項本文の規定によって申告すべき事項につき、正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p><u>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)</u></p> <p>第 62 条 <u>課税地を管轄する広域本部長は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から 1 年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築さ</u></p>

れていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令第39条の4に規定する不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産(以下この項及び第3項において「被収用不動産等」という。))に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令第39条の規定により、課税地を管轄する広域本部長が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から1年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書に、次に掲げる事項を記載して行わなければならない。

(1) 被収用不動産等を収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける予定年月日

(2) 被収用不動産等に係る公共事業を行う者の名称

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(新設)

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)  
第 62 条の 2 課税地を管轄する広域本部長は、譲渡担保権者が譲渡担保財産の取得(第 49 条第 2 項本文の規定が適用されるものを除く。)をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から 2 年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から 2 年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第 56 条第 1 項に規定する申告書に、譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に譲渡担保財産を移転する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(新設)

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)  
第 62 条の 3 課税地を管轄する広域本部長は、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 50 条の 2 第 3 項に規定する再開発会社(以下この項において「再開発会社」という。)が同法第 2 条第 1 号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法第 118 条の 7 第 1 項第 3 号の建築施設の部分(以下この項、次項及び第 3 項において「建築施設の部分」という。)を取得した場合において同法第 118 条の 17 の規定による建築工事の完了の公告があつ

た日の翌日に同法第 118 条の 11 第 1 項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第 2 条第 4 号に規定する公共施設(以下この項、次項及び第 3 項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第 118 条の 20 第 1 項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第 118 条の 17 の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第 118 条の 20 第 1 項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第 56 条第 1 項に規定する申告書に、建築施設の部分の取得にあつては譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得する予定年月日を、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては国又は地方公共団体が当該不動産を取得する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第 62 条の 4 課税地を管轄する広域本部長は、農地中間管理事業の推進

(新設)

に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条第1号に掲げる事業(同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。))が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項及び第3項において「農地売買事業」という。)の実施により施行令第39条の5に規定する区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地)をその取得の日から5年以内(同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令第39条の6に規定する日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間)に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間(当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間)を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

(新設)

3 前項の申告は、第 56 条第 1 項に規定する申告書に、農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第 7 条第 3 号に掲げる事業の実施により現物出資する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第 62 条の 5 課税地を管轄する広域本部長は、土地改良区が土地改良法第 53 条の 3 第 1 項又は第 53 条の 3 の 2 第 1 項の規定により換地計画において定められた換地(施行令第 39 条の 7 に規定するものに限る。以下この項及び第 3 項において「換地」という。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から 2 年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から 2 年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第 56 条第 1 項に規定する申告書に、換地を譲渡する予定年月日を記載して行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。

(不動産取得税の減免)

第63条 (略)

2・3 (略)

4 知事は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第110条第5項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第2号に掲げる者が、同法による第一種市街地再開発事業(同法第110条第1項前段の規定により定められる権利変換計画に基づいて行われる第一種市街地再開発事業にあつては、次の各号のすべてに該当するもの(同法第2条第2号に規定する施行者が地方公共団体であるときは、第1号及び第2号に該当するもの)に限る。)の施行に伴い同法第73条第1項第3号に規定する宅地、借地権又は建築物(以下「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該不動産の価格に同法第110条第5項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は建築施設の部分の価額(同法第103条第1項の規定の例により確定し、又は同法第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第103条第1項の規定により確定した価額とする。)の合計額に対する従前の宅地等の価額(同法第110条第1項前段又は同法第111条前段の規定により定められる権利変換計画において定められた価額とする。)の合計額の割合を乗じて得た額に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減することができる。

(1)～(3) (略)

5・6 (略)

附 則

(認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第7条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)

(不動産取得税の減免)

第63条 (略)

2・3 (略)

4 知事は、都市再開発法\_\_\_\_\_第110条第5項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第2号に掲げる者が、同法による第一種市街地再開発事業(同法第110条第1項前段の規定により定められる権利変換計画に基づいて行われる第一種市街地再開発事業にあつては、次の各号のすべてに該当するもの(同法第2条第2号に規定する施行者が地方公共団体であるときは、第1号及び第2号に該当するもの)に限る。)の施行に伴い同法第73条第1項第3号に規定する宅地、借地権又は建築物(以下「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該不動産の価格に同法第110条第5項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は建築施設の部分の価額(同法第103条第1項の規定の例により確定し、又は同法第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第103条第1項の規定により確定した価額とする。)の合計額に対する従前の宅地等の価額(同法第110条第1項前段又は同法第111条前段の規定により定められる権利変換計画において定められた価額とする。)の合計額の割合を乗じて得た額に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減することができる。

(1)～(3) (略)

5・6 (略)

附 則

(認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第7条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)

第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第52条第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

(新設)

第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第52条第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

(心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得に対する不動産取得税の減額等)

第7条の4 課税地を管轄する広域本部長は、心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するもの(以下この項及び次項において「施設」という。)を取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 課税地を管轄する広域本部長は、施設の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該施設の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から3年以内の期間を限って、当該施設に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 前項の申告は、第56条第1項に規定する申告書により行わなければならない。

4 前項の申告をした者が、その申告した事項を変更した場合は、直ちに当該変更事項を文書をもって課税地を管轄する広域本部長に報告しなければならない。